

違法に漁船の解体等を行った事業者に対する 措置命令について

横浜市は、令和7年3月28日（金）付で、違法に漁船の解体等を行った事業者に対して、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（以下「沈廃船条例」という。）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」に基づき、次のとおり措置命令を発出しましたので、お知らせします。

1 事業者

事業者名：株式会社 淵田船舶（代表取締役 淵田 俊光）
本社所在地：横浜市中区本牧ふ頭

2 命令の概要

(1) 沈廃船条例

処分の内容：放置した沈船を撤去し、適正に処分する等の措置を講じること。

根拠法令：沈廃船条例第14条

履行期限：令和7年6月26日（木）

処分の理由：違法に解体を請け負った船舶を沈没した状態で放置し続けたことで、公共港湾施設の利用及び他の船舶の安全な航行の障害となっているため。

(2) 廃掃法

措置の内容：①同社が横浜市中区山下町277-1において積み置いている産業廃棄物について、同社の使用権原がある場所で、同法施行令第6条第1項第2号ロ(1)で規定する産業廃棄物処理基準に適合するよう措置を講じること。なお、講じる措置において、当該産業廃棄物の処分等を行う場合は、産業廃棄物の最終処分業者等を速やかに選定し契約すること。

②上記①の措置を講じるに当たっては、計画している具体的な措置の内容を書面にて報告すること。

根拠法令：同法第19条の10第2項において読み替えて準用する第19条の5第1項

履行期限：①については令和7年6月26日（木）

②については令和7年4月28日（月）

理由：同社は、同法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けることなく、当該場所において、少なくとも令和2年8月に、業として産業廃棄物の処分を行った。処分後の産業廃棄物は、当該場所において、同法施行令第6条第1項第2号ロ(1)で規定する産業廃棄物処理基準に適合しない保管を行っている。以上から、同社は同法第19条の10第2項第6号に該当する者であり、同条で読み替えて準用する同法第19条の5第1項に該当するため。

お問合せ先

■事案の概要、沈廃船条例の措置命令に関すること

港湾局水域管理課長

貝瀬 修一

Tel 045-671-7228

■廃掃法の措置命令に関すること

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 大島 貴至

Tel 045-671-2558